

令和 8 年度高付加価値型ものづくり産業育成支援業務委託仕様書

1 業務名 令和 8 年度高付加価値型ものづくり産業育成支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容

県内企業が航空機・宇宙・次世代自動車・GX・半導体などの先進分野に積極的に挑戦し、大手ユーザー企業（東京証券取引所プライム市場上場企業又は鳥取県産業未来共創条例第 2 条第 3 号で定める重点分野（宇宙、半導体、脱炭素等）（以下「重点分野」という。）における国内主要企業）と直接取引できるような高付加価値型製造業への転換を図るため、令和 7 年度に立ち上げた「新鳥取モノづくりクラスター（DUNE（デューン）」（概要は別紙 1 参照。）を起点として、DUNE とその他の県内製造業の連携を促進することで県全体に高付加価値型ものづくり産業を育成することを目的とする。

3 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 業務内容等

（1） DUNE と他の県内製造業との連携促進事業

① 県内製造業を対象とした勉強会の企画及び実施

- ・ DUNE、他の県内製造業及び産業支援機関等を対象とした勉強会を年最低 1 回以上実施すること。
- ・ 参加規模は約 50 名を目安とすること。
- ・ 大手ユーザー企業との取引に繋がることに資する内容であること。

② 協働会員の拡大

- ・ DUNE と県内製造業との受発注等で連携体制を強化するため、協働会員（新鳥取モノづくりクラスター DUNE 会則第 6 条第 2 項で定める協働会員のことを言う。）の拡大を図ること。
- ・ 20 社以上の協働会員の加入を目安とすること。
- ・ （1）①勉強会、（1）③DUNE の PR・ブランディング及び産業支援機関等と連携した呼びかけ等を通じて協働会員拡大を図ることを想定しているが、これ以外の有効な手段があればそれによること。
- ・ 協働会員の登録業務、名簿管理及び情報共有を行うこと。

③ DUNE の PR・ブランディング

- ・ DUNE の認知度向上及びブランド価値の向上を目的とした PR・ブランディング施策を総合的に企画・実施すること。具体的にはブランドコンセプト・メッセージの整理、策定や、DUNE の強みや魅力の分析・言語化、広報戦略・PR 戦略の立案など。
- ・ DUNE の活動を外部メディア等を通じて広報すること。

- ・協働会員に有益となる情報発信を行うこと。

(2) 県内製造業振興に向けた課題整理

- ・DUNE 運営に関する県委託業務（業務委託名「先進的のものづくりネットワークマネジメント業務」）は、令和9年度に終了することを予定しており、終了後を見据えた DUNE のミッション・ビジョン策定のサポート業務及び DUNE を起点とした県内製造業振興のための課題整理及び解決策の提案を行うこと。

5 成果物

業務実施報告書

※委託業務で行った業務は、すべて記録し報告書に記載するものとする。

6 納入期日

令和9年3月24日（水）

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに 11 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1) の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1) 及び(2) の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) (1) から(3) までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者及び 11 の規定により従事者等に対して、(1) 及び(2) の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者又は従事者等が(1) から(3) までの規定に違反し、発注者又は第三者

に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (5) (1) から (4) までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

11 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

12 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

13 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、速やかに完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

14 委託料の支払

- (1) 受注者は、13 の完了報告が適正と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

- (3) 発注者が、正当な理由なく (2) に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ契約締結日現在において鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 120 条第 1 項に規定する率の遅延利息を発注者に請求することができる。

15 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

16 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。